

届出施設基準等および掲示事項について

当院では施設基準を整備し、九州厚生局に届け出を行っています。

コンタクトレンズ検査料 3

当院ではコンタクト検査料 3 として、56 点を算定いたします。それに加えて、当院を初めて受診される患者さまは初診料 291 点、当院で過去(3 年以内)にコンタクト検査料を算定したことのある患者さまは再診料として 77 点を算定いたします。(1 点=10 円)

※厚生労働省が定める疫病の治療によっては、上記のコンタクト検査料ではなく眼科学的検査料で算定する場合があります。上記についてご不明な点はお相談ください。

明細書発行体制等加算

当院では医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

また公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても希望される方については、令和 5 年 4 月 1 日より明細書を無料で発行することといたしました。

※明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただきご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、一部負担金のある方で明細書の発行を希望されない方は会計窓口にてその旨お申し出ください。

夜間・早朝等加算

平成 20 年 4 月から社会保険診療報酬等の法改正により、下記の時間帯に受付された場合は表示診療時間内であっても、夜間・早朝等加算 50 点を算定しております。

- * 土曜日 正午以後
- * 日祝日 全日